

令和3年教育委員会第1回定例会会議録

開会日時 令和3年1月14日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 日高芳一
委 員 上原有美江
委 員 塚本 亨
委 員 望月京子
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設担当課長	森 孝行
・学務課長	山崎 淳	・指導室長	加藤 憲司
・学校教育支援担当課長	柴田 賢司	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	大川 千章	・地域教育課長	尾崎 隆夫
・放課後支援課長	生井沢良範	・生涯学習課長	加納 清幸
・生涯スポーツ課長	南部 剛	・中央図書館長	尾形 保男

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 日高芳一 委員 上原有美江
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和3年教育委員会第1回定例会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、日高委員と上原委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、報告事項等が5件でございます。

それでは、報告事項等の1「葛飾区立日光林間学園に係る令和2年度指定管理者収支見通しの報告について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「葛飾区立日光林間学園に係る令和2年度指定管理者収支見通しの報告について」をご説明いたします。

初めに1の「報告趣旨」でございます。本区におきましては、指定管理者制度の採用により、公の施設の管理運営を指定管理者に代行させるとともに、民間ノウハウの積極的活用によりまして、区民サービスの向上とコストの縮減を図ってきたところでございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大により、葛飾区立日光林間学園の運営につきまして、施設休館等の影響により指定管理者の収益に多大な影響が生じていますことから、葛飾区立日光林間学園指定管理者から提出されました令和2年度の収支見通しについて報告を行うものでございます。

続きまして、2の管理運営状況でございます。葛飾区立日光林間学園につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、4月7日に発令されました緊急事態宣言の翌日の4月8日から6月18日までの間は、全館休館とし、全国的に都道府県外への移動が緩和されました6月19日から施設利用を再開としておりますが、令和2年度は本区の移動教室や公用利用は中止となり、施設利用再開後も一般利用のみの受入れとなっております。

また、施設利用再開に当たりましては、「葛飾区立日光林間学園新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成するとともに、利用人数の上限を設けるなどの感染予防策をとっております。

続きまして（2）の宿泊利用者でございます。今年度の宿泊利用者につきましては、4月から11月末までの状況としまして、一般利用が1,186人となっており、前年度実績6,666人の17.8%ほどとなっております。

なお、本区の移動教室の公用利用につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、今年度は受入れをしておらず0人となっております。

続きまして、3の「指定管理者収支見通しについて」でございます。1枚、おめくりいただき、別添の「指定管理者収支見通し」の資料をご覧ください。

資料の表にございます、利用料金等収入につきまして、令和元年度実績では1,647万9,000円あり、令和2年度は1,500万円を見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症感染予防の対策として施設を休館したことや、利用人数を制限したことなどにより、利用者収入の見込みが279万9,000円と大幅に減少する見込みであります。

これにより、令和2年度末見込みの損益にありますとおり、787万3,000円が収入の不足となる見込みでございます。この施設の収支差額の不足額につきましては、資料の表の下に記載のとおり新型コロナウイルス感染症の影響として、施設を運営する上での不可抗力と認め、最終的に確定した損失額を指定管理者に対して補填する予定でございます。

なお、現在の日光林間学園の状況につきましては、1月7日に緊急事態宣言が再度発令されたのを受けまして、1月8日からの緊急事態宣言の期間中の予約受付を休止しているところでございます。

本件に関する説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** ご提案の趣旨、十分理解できました。その中でも、一般利用につきまして、期間は限られておりましたけれども、区民の方、17.8%の方に利用していただいたこと。その背景としては、施設が非常にきれいになっていますね。そういった意味では、今年はイレギュラーな状況ですので、今のご提案の趣旨は、施設の管理者、特に、施設管理も契約を交わしてまだ間もございませんので、この2点を考えて、補填はやむなしという判断をいたします。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、報告事項等の1を終わりといたします。

次に報告事項等の2「令和3年『はたちのつどい』の実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、令和3年「はたちのつどい」の実施結果につきまして、ご説明をいたします。

令和3年1月11日（月曜日・祝日）午後2時から式典の様子を区公式YouTubeでオンライン配信をいたしました。

1の「オンライン開催とした経緯」でございますが、当初、座席に間隔を空けて着席し、式典時間を1時間から40分に短縮、開催回数を増やし三部制で開催する準備を進めてまいりました。

その後、昨年12月11日に国から発出された「忘年会・新年会・成人式等及び帰省についての提言」や、同月17日に東京都から発出された「年末年始コロナ特別警報」の趣旨を踏まえ、更

なる感染症対策として、来賓を限定するなど式典参加者を縮減したところでございます。

しかしながら、昨年末から新型コロナウイルス感染症の急速な拡大傾向が見られ、収束が見込めないこと、東京都が1月2日に緊急事態宣言を国に要請したこと、式典において感染症防止対策を徹底しても、式典後に飲食等の密となる場が発生してしまう可能性があることから、会場に集う形での開催は避けるべきと判断し、1月4日にオンライン開催で実施することを決定したものでございます。

2の「会場」でございますが、かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホールで実施いたしました。

3の「対象」でございますが、平成12年4月2日から平成13年4月1日の間に生まれた方で、葛飾区に住民登録している方、4,332人でございます。前年から4人減となっております。

4の「式典内容」でございますが、国歌・区歌演奏。また葛飾区長から励ましの言葉。葛飾区議会議長、衆議院議員、参議院議員からのお祝いの言葉。新成人によるメッセージでございます。

また今回、コロナ禍における式典において、新たな取組といたしまして、中学校時代の恩師からメッセージを頂き、懐かしい校舎の映像とともに映像を配信させていただきました。

本日、朝の時点でのY o u T u b eの再生回数でございますが、式典につきましては2,769回、恩師からのメッセージにつきましては1,335回となっております。

私からの説明については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

上原委員

○上原委員 式典内容の中学校恩師からのメッセージというのは、中学校24校、全部からなのですか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 中学校24校の教員の皆様、校長会、副校長会で依頼をいたしました。その中で、当時、今回、二十歳を迎える方々と接点があった方々に任意でメッセージを募集して、放映したものでございます。学校によっては、今、もう区内に当時の先生がいなかったといった学校もございましたので、学校を代表として校長・副校長からメッセージを頂き、全校からメッセージを頂いたというところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 その反響というのは、ありましたか。まだ、余り聞いてはいませんか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 直接、私のところには届いておりませんが、先ほど申し上げたとおり、Y o u T u b eで放映をしております。再生回数が1,300回を超えているということで、一定数の方々が見ていただいているかと思っております。

○教育長 望月委員。

○望月委員 私もYouTubeで見させていただいたのです。内容的には、昨年、一昨年と変わらないような式典の模様だったのですが、最後に各恩師からのメッセージというのが、学校の校舎とともに流れていたのも、これはすごくよかったと思いました。これも成人の方たちが、見てくれていたらいいなと思って見ました。

○教育長 ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 今、望月委員がおっしゃっていただいたのですが、特に、恩師からのメッセージという企画は素晴らしいと思いました。願わくは、次年度以降は平時でございましょうけれども、こういったツールを同時に、対面授業とオンライン授業と一緒に、経済的にはきついのですけれども、非常に視覚的なものと、臨場感もございましたので、そういう方向も検討していただくと、会場に来られない成人たちも、今のSNSのツールの有効な活用という感じがしましたので、ご検討をお願いしたいと思いました。

○教育長 ご要望ということでよろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の2を終わります。

次に、報告事項等の3「改訂版『かつしか家庭教育のすすめ』の発行について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 「改訂版『かつしか家庭教育のすすめ』の発行について」ご説明いたします。

1の「趣旨」でございますが、家庭の教育力の向上によって、子どもの健やかな成長を支援するため、成長段階に応じた発達の特徴や親子間の関わりで大切にしたいことなど掲載した「かつしか家庭教育のすすめ」について、3年ごとに内容の見直しを図っているところでございます。

このたび、子どもの生活習慣向上や、家庭教育支援についての検討をするために設置した関係者会議の意見を踏まえ、「改訂版『かつしか家庭教育のすすめ』」を発行するものでございます。

資料を1枚、おめくりください。別添1と記載しておりますが、こちらが「かつしか家庭教育のすすめ」のパンフレットでございます。こちらは表紙になりまして、裏面がパンフレットの1ページになります。主な改訂内容といたしましては、例えば1ページでございますと、SDGsに関する記載をさせていただいております。

次に、2ページをご覧ください。中段のところには、子どもを叱るときのポイントについて、記載を充実したものでございます。

また、その下段、「児童の権利に関する条約」ということで、こちらにも追記をさせていただいているところでございます。

お手数ですが、少し飛んでいただいて、パンフレットの 18 ページをご覧ください。こちらには、上段の「テレビの見過ぎ、ゲームのやり過ぎによる影響」というところで、昨今、ゲーム障害というのが、精神疾患の一つとして位置付けられております。こうしたところも記載を充実したところがございます。

そのほか、レイアウトの変更ですとか、挿絵の変更、太字による強調文字の活用など見やすいデザインの変更を図ってきたところがございます。

最終ページのところに、別添 2 としまして、概要版のリーフレットを添付させていただいております。こちらがあれば、QRコードがございますので、ホームページでパンフレットもご覧いただけるように設定をさせていただいております。

お手数ですが、最初の資料の 1 ページ目をご覧ください。5 の「配付対象及び配付方法」でございます。パンフレットにつきましては、区内の幼稚園・保育園・認定こども園・認証保育所に在園している 5 歳児の保護者に施設を通じて配付するものでございます。

また 2 の概要版リーフレットにつきましては、区立小・中学校の児童・生徒の保護者に学校を通じて配付をいたします。また、PTA 研修会や地域教育課主催の講座参加者、区立小学校入学説明会にて配付するほか、区内の医療機関（小児科、耳鼻咽喉科）においても配付する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 質問というより感想なのですが、私もこちらの「かつしか家庭教育のすすめ」のリーフレットを数年前から PTA 活動を通して、見させていただいておまして。端的に分かりやすく、小さな子どもを持つ親としては、本当に分かりやすい冊子だと感心しております。

ただそれを、意識の高い方だけではなく、より多くの方々に見ていただけるように、今後とも、いいものですので、工夫して広げていっていただけたらと思いま。よろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 3 年ごとに改訂をしているということで、今年はそれに当たったということですね。これはいつ頃に配付になりますか。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 令和 3 年 4 月 1 日以降に配付する予定でございます。一部、区立小学校の入学説明会においては、今年の 2 月頃から順次配付していくというところがございます。

○**教育長** 日高委員。

○日高委員 こういう大変見やすい感じになっておりますから、多くの保護者の方、あるいはご父母の方たちに見ていただくのは大変ありがたいことだと思います。そういう意味でも、なるべく早く、説明会のときに間に合わなければいけないわけです。そこを目当てにして、そうすれば、後に順次下がっていても大丈夫だと思いますので、ご努力をいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○教育長 特に答弁はいいですね。

上原委員。

○上原委員 内容等を読ませていただきました。よくまとまっていると思います。ただ、私が、一つ気になったのは、例えば、よく子どもに「知らない人についていかないように」と言いますよね。でも、子どもは実際には知らない人にはついていかないのです。だから、ついていっていい人はどういう人なのか。例えば、ついていっていい人は、こういう人ですよ。お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん。それ以外の人にはついていかないようになど、今までの感覚だけではなくて、反対のほうから見る。どういう人についていくならいのかと、そういったほうが、子どもはよく分かると思うのです。

お母さん方は、意外に今までの観念があるから、変な人にはついていかないように、いろいろなことを言うのですけれども、普通、子どもは変な人にはついていかないのです。しかし、意外に顔見知りの人についていっているという現実があるのです。だから、そういったことも、今回の場合でなくていいですが、今後、皆さんの頭の中に入れておいていただいて、改訂などのときにそういう観点も入れてほしいと思います。

要望です。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今頂いたご意見等を踏まえまして、次回以降、原稿にも反映させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○教育長 上原委員。

○上原委員 こういう「家庭教育のすすめ」のようなときに、皆さん方が、すぐに改善だけではなくて、今からそういうふうな考え方で取り組んでいただきたいという思いなのです。

ここにありますように、ゲームなどをやるのも決して悪いことではありません。かえって今のお子さんたちがパソコンがうまいというのは、ゲームなどで慣れているのです。ですので、パソコンで、そのままエクセルやワードを使用したりするのがすごく早い。それは、慣れているからなのです。かえって私たちくらいの世代がきつい、そういう思いをするわけです。そういう意味では、いいことだし、タブレット端末がこれだけ皆さんに渡るようになったのですから、今までと同じような考え方ではなくて、使い方を提案していく必要もあるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長 望月委員。

○望月委員 青柳委員、日高委員、上原委員と、皆さんから非常にいいお話をさせていただきました。私も思うのですけれども、この「かつしか家庭教育のすすめ」というのは本当に活用してほしいなと感じます。ですから、皆さんに配付されるということですから、ぜひそれを学校の保護者会など、そういうところに、こういうものが出ていますよ、それで親子できちっとお話ししてくださいねというのを伝えていただければと思っていますので、ぜひ先生方にもそのような方法ですすめてほしいと思いました。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、望月委員がおっしゃっていただいたのですが。例えば、道徳が義務化、教科化されて久しい。そういった意味では、コマ数もありますので、副教材のようなツールとして、教材としての活用性というのは、逆にお願いできなんでしょうか。もし検討できればお願いしていただきたいなと思っています。

○教育長 今回、「かつしか家庭教育のすすめ」は、保護者の方向けで作成をさせていただいております。ただ、リーフレットですけれども、学校を通じて配付はいたしますので、そのときに、ただ配付して終わりということではなく、しっかりとご家庭で、保護者の方に伝わるような言葉かけですとか、そういうものの配慮が、より一層できればなというふうには思いますけれども、そのあたりはどうですか。

地域教育課長。

○地域教育課長 これからまた副校長会等で、この配付依頼をさせていただきます。そのときにも改めて、副校長の皆様にも、その趣旨を説明して現場でも活用できるような形で一言申し添えたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 ありがとうございます。決して、教材化、おこがましい意味でお話ししたわけではなくて、家庭教育のすすめの根底にございます、1ページに話題がございましたSDGsという中のルールの中の項目の、特に世界的には貧困と飢餓の問題は、非常にアフリカ諸国でもゆゆしき事態になっています。と同時に、項目の四つ目だったと思いますけれども、教育という部分がありますので、そういった部分を逆に指導する先生方が、子どもたちに接する前に総合的に、今世界の環境はこうなのだよという部分も併せて話していただくとよろしいかなと思いますから、発言させていただきました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。このパンフレット、リーフレットがより有効に活用できるように今後、事務局として取り組ませていただくということでもよろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の3については終わりいたします。

次に、報告事項等の4「京成本線荒川橋梁架替事業に伴う体育施設の移設及び廃止について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、京成本線荒川橋梁架替事業に伴う体育施設の移設及び廃止につきましてご説明いたします。

まず1の「概要」でございます。荒川河川敷の体育施設につきましては、国から占用許可を受けた上で使用しているところでございます。このたび、国より京成本線荒川橋梁架替事業に伴いまして、占用の一部解除について申し入れがございました。

これにより必要となる施設の移設及び廃止を行うものでございます。

2の「移設及び廃止する施設」です。裏面に荒川河川敷施設配置図がございますので、こちらをご覧ください。橋梁架替工事に伴いまして、上の図の橋梁左側、こちら上流側になりますが、堀切橋少年硬式野球場がございます。こちらが橋梁の架替工事の作業ヤードとなり、使用できなくなります。区内の少年硬式野球場は当該施設のみであるため、この少年硬式野球場を、その上流側でございます、現在の堀切橋野球場に移設し、これにより堀切橋野球場は廃止するものでございます。

表面にお戻りください。3の「今後の予定」です。1月22日の文教委員会で庶務報告を行った上で、2月に開催されます、第1回区議会定例会にて、葛飾区体育施設条例改正案を提案させていただき予定でございます。その後、4月から5月にかけて施設改修を行い、6月から堀切橋少年硬式野球場の供用を開始する予定でございます。

なお、占用解除の期間は10月までの申し入れがあったところですが、河川の工事ができます期間が、冠水期。いわゆる雨の少ない時期で、10月から5月となっているため、この4月、5月で施設改修を行うこととしたところでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 こちらの堀切橋の球技場関係のところですが、隣の堀切橋フットサル場は、比較的グラウンドが小さくて、その関係で小学校の低学年の児童がよく使われているのを目にするわけなのですけれども、もともとあった硬式野球場がこちらの隣にある野球場に移ってくるのであれば、境にフェンスとかそういうものは予定されていますか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 まず境には、高さ2.6メートルほどのネットフェンスを設置させていただき予定でございます。なおホームベースからこのフットサル場まで90メートルほどございませ

て、少年硬式野球では、なかなか届くような距離ではないかなというふうにご利用者等からも伺っているところでございます。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** ありがとうございます。あとは、工事中、周辺道路で小さいお子さんの行き来が多いので、安全の配慮等をよろしくお願ひしたいと思ひます。ご説明をありがとうございます。

○**教育長** 生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** その点につきまして、利用者の方、大分意識を高く持っておりますので、そういった中でも改めてそういう要望を出していきたいと考えています。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにご質問などはございますでしょうか。よろしいですか。それでは、以上で報告事項等の4を終わりいたします。

次の報告事項等の5「葛飾区体育施設に係る令和2年度指定管理者収支見通しの報告について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは、葛飾区体育施設に係る令和2年度指定管理者収支見通しの報告につきまして、ご説明いたします。

まず1の「報告趣旨」でございます。日光林間学園と同様、本区におきましては指定管理者制度の採用により、公の施設の管理運営を指定管理者に代行させるとともに、民間ノウハウの積極的活用により、区民サービスの向上とコストの削減を図ってきたところでございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大による施設休館等の影響により、指定管理者の収益に多大な影響が生じていることから、葛飾区体育施設指定管理者から提出されました令和2年度の収支見通しにつきまして、中間報告を行うものでございます。

2の「管理運営状況について」でございます。(1)の「施設の開館状況」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年4月1日から8日は全体育施設を利用休止といたしまして、受付窓口のみを短縮営業させていただきました。その後、緊急事態宣言が発出されたことから、4月9日から5月31日まで受付窓口につきましても閉鎖いたしました。その後、緊急事態宣言の解除を受けまして、6月1日からは全体育施設で利用を再開したところです。

次に(2)の施設利用者数の前年対比です。4月から11月までの利用状況といたしまして、令和元年度が169万5,631人にであったのに対しまして、今年度は84万1,047人。85万4,584人の利用者減となっております。

次に指定管理者収支見通しについてです。別添といたしまして、指定管理者収支見通しを添付しておりますので、こちらをご覧ください。

まず上の表、指定管理事業のうち、施設の維持管理に係る事業といたしまして、一番左側の列、

令和元年度実績では、利用料金等収入が3億7,956万8,000円ございました。次にその右の列、令和2年度当初の見込みといたしましては、利用料金等収入として4億416万2,000円を見込んでいたところでございます。

現状、その右の列、令和2年11月末現在の状況といたしまして、利用料金等収入が新型コロナウイルスによる施設利用の休止や利用者の減少により、1億2,881万2,000円となっております。

こうしたことから、一番右の列、年度末の利用料金等収入の見込みでございますが、1億7,155万5,000円と大幅に下回る見込みでございます。その結果、損益といたしまして、1億4,408万7,000円の損失となる見込みとなっております。

次にその下の表、自主事業実損額でございます。4月から5月にかけて、休館としたことから、指定管理者の自主事業として実施しておりますスポーツ教室も中止となりました。これに伴いまして、教室を実施するため既に契約しておりました外部インストラクターとの契約を解除したところですが、その補償額として298万4,000円の損失が発生してございます。

こうしたことから、表の下部に記載のとおりでございますが、施設の収支差額の不足額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響として施設を運営する上での不可抗力と認め、最終的に損失額を指定管理者に補填する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** それでは、ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項5を終わりといたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他、何かございますでしょうか。

教育総務課長。

○**教育総務課長** 恐れ入ります、既にご承知かと思っておりますけれども、先般、国から新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されてございます。その関連で、教育委員会におけます対応についてご報告をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。「教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について（1月14日時点）」というものでございます。

改めて経緯でございます。令和3年1月7日に国が新型インフルエンザ等対策特別処置法第32条第1項に基づきまして、1都3県に対しまして令和3年1月8日から2月7日までを対象といたします緊急事態宣言を発出したところでございます。

続きまして、東京都は緊急事態宣言期間中の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都におけます緊急事態措置等を示したところでございます。

これらを受けまして、区では1月8日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部におきま

して、区立学校における対応や区有施設の開館時間を短縮することなど、対応の方針を確認したところでございます。その中から、教育委員会の対応といたしまして、以下のとおりまとめさせていただいたところでございます。

まず1番「区立学校における対応等について」。こちらにつきましては、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続するというものでございます。ただし、2月7日、緊急事態宣言の期間中は部活動、それから児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まる行事、また校外での活動については中止とさせていただくものでございます。

また、教職員等に3密の回避、毎朝の検温の実施など健康管理の徹底を通知するとともに、各家庭に対して、感染症予防策の徹底を依頼したということでございます。

こちらの学校の対応につきましては、1月8日に各学校、また学校を通じて保護者の皆様に、この内容で通知を差し上げているところでございます。

続きまして、2番「学童保育クラブ」についてでございます。こちらについても、感染防止対策を徹底しながら、継続して運営をするものでございます。

3番「わくわくチャレンジ広場」でございます。活動を再開しているわくわくチャレンジ広場、現時点14校ございますが、こちらは、児童・保護者に「放課後を家庭で過ごせないやむを得ない事情がある場合のみの参加」をお願いする旨を、文書で再周知させていただくとともに、実施する場合は感染防止対策を徹底しながら運営を継続するというところで、取扱いを決めたところでございます。

恐れ入ります。1枚、おめくりいただきまして4番「はたちのつどい」については、先ほどご報告があったとおり、オンラインでの配信を行ったところでございます。

続きまして、5番「各施設の状況等」でございますが、この表のとおり、感染拡大防止策を講じた上で、開館時間を短縮、それから新規の予約を受け付けないなど、基本的には運営を継続するという姿勢の中で、対応を図っているというところでございます。

雑駁ではございますが、私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議事は以上となりますが、その他で何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和3年教育委員会第1回定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 10時37分